

一般質問

・公益通報制度について



阿形 昭

問 企業や団体、市役所の不正を内部から告発した人を守る公益通報者保護法の改正案が、本年6月8日に参議院本会議で成立しました。公益通報制度について御前崎市の取組みは

答 公益通報者保護法に基づき、御前崎市では受付、調査担当部署などと共に公益通報者の保護について定めています。安心して声を上げられる環境は整っていると考えます。

問 勇気をふるって告発したのに、上司や関係者にそのことが伝わってしまったという話があります。通報先が市役所内部だけでは、安心して声を上げられる環境ではありません。弁護士などの市役所外に通報できる外部通報が必要だと思いが

答 今後、内部通報だけでなく外部通報についても検討していきます。



御前崎市役所

問 市役所内の職場環境はどうでしょうか。上司の命令に従うしかない職場になっていませんか。市役所職員が仕事を進める過程で、不安や疑問を受けることができていますか

答 職場内の環境が大事なのがご指摘の通りです。各部長や課長などを中心に、風通しのよい職場になるように努力しているところです。

一般質問

・市の今後の経済施策としての財産区運営見直しについて



齋藤 洋

問 年度内の追加経済対策実施予定及び来年度の市税減収見込み対策は

答 年度内の追加経済対策は、新型コロナウイルス感染症状況、国・県の動向、市内経済状況を踏まえ、柔軟に対応する事を心掛ける所存です。来年度以降の市税は減収が見込まれるため、事業予算の枠配分と事業の精査を実施したいと考えております。

問 2011年の地方自治法改正にもとめない、市からの財産区有地賃貸料支払いを廃止検討すべきではないか

答 賃貸料支払い停止は、財産区管理会の同意があつて成立するものと考えます。

問 一行政の本来業務は、固定資産税の増収を図り、増収分を住民サービス向上に繋げることにという観点から、固定資産税を支払っていない財産区の財産の払い下げで、税収の増加を図るべきではないか

答 これも財産区の同意が必要となりますが、そういった考えは持っておりません。

問 「池新田地区第二避難地整備事業」は、地方自治法で禁止されている財産区による公共工事ではなかったか

答 池新田地区の防災方面隊が事業主体となって実施した工事です。

問 この整備事業によって処分した財産区有地の砂の売却代金は2千万円以上であったため、議会の議決が必要ではなかったのか。改めて、議会及び市民に説明を求める

答 議長及び関係者とはかり、今後検討したいと考えています。